

災害等情報（詳報）

鉱種： 石灰石	鉱山の所在地： 愛知県					
災害等の種類： (坑外)運搬装置のため(コンベアのため)	発生日時： 平成26年4月18日（金） 午前9時15分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 55歳、工場監督、直轄、勤続年数：27年6ヶ月、 担当業務経験年数：27年6ヶ月						
罹災程度：右前腕挫創皮膚欠損 右尺骨遠位端(くるぶし)骨折						
<p><b>【概要】</b></p> <p>罹災者は、他の作業者と協力してベルトコンベアのスナッププーリーの交換作業を実施し、同作業を午前9時頃に完了した。続いて罹災者は、災害発生箇所から少し離れた場所にある起動スイッチを入れベルトコンベアを運転し、単独でベルトの張りの調整作業を開始した。作業開始後、罹災者は、雨でスナッププーリーに泥が付着し、ベルトが蛇行して調整しにくいと、ウエスでスナッププーリーを拭こうとし、ベルトコンベアを停止せずにベルトコンベア下部から手を入れたところ、スナッププーリーとベルトの間に右腕を巻き込まれ罹災した。(ウエス、指、掌の順に巻き込まれた。)</p> <p>罹災者は、他の作業者に運転停止を依頼し、ベルトコンベアの運転を停止したが巻き込まれた腕は外せなかったため、スナッププーリーを外して救助され救急車で病院に搬送された。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>○ベルトコンベアを停止せずにスナッププーリーに付着した泥を除去しようとした。</p> <p>○蛇行調整作業を単独作業で行ったため、速やかに停止操作等を行うことができなかった。</p> <p>○作業手順書の内容及び鉱山労働者に対する教育が不十分であった。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>○ベルトコンベアのヘッド側及びテール側に容易に手を入れないように防護カバーを設置した。また、ベルトコンベア付近に注意看板(修理、調整、清掃時等の機械の停止、単独作業禁止)を設置した。</p> <p>○現況調査等に基づき作業手順書等を改訂し、新たな手順書等に基づき鉱山労働者に対して再教育を行った。</p>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○コンベアについては、安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知する必要があります。コンベアの掃除、給油、検査、修理等の保全の作業を行う場合において、コンベアの運転を停止し、かつ、コンベアが作動しないような措置を講じましょう。</p> <p>○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。          &lt;鉱山保安法令&gt;          ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条）          ・使用方法を定めることを要す主な機械、器具等として「コンベア」（鉱業権者が講ずべき措置事例第10章2（1）(5)）          ・「作業方法」又は「作業手順」を定めることを要す主な作業として「機械、器具又は工作物の修理作業」（鉱業権者が講ずべき措置事例第10章3(38)）</p>						

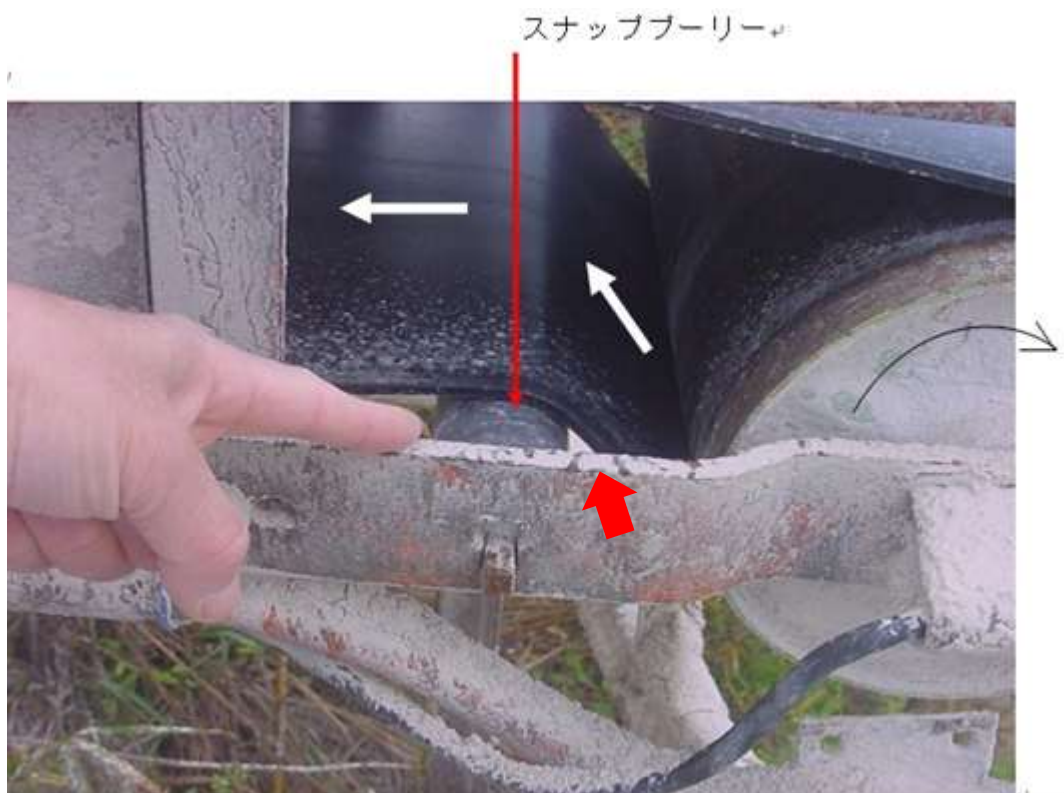
<労働安全衛生法令>

- ・掃除等の場合の運転停止に関する安全基準（労働安全衛生規則第107条第1項）
- ・コンベヤの安全基準に関する技術上の指針

【お問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 片岡 竹村 TEL：052-951-2561

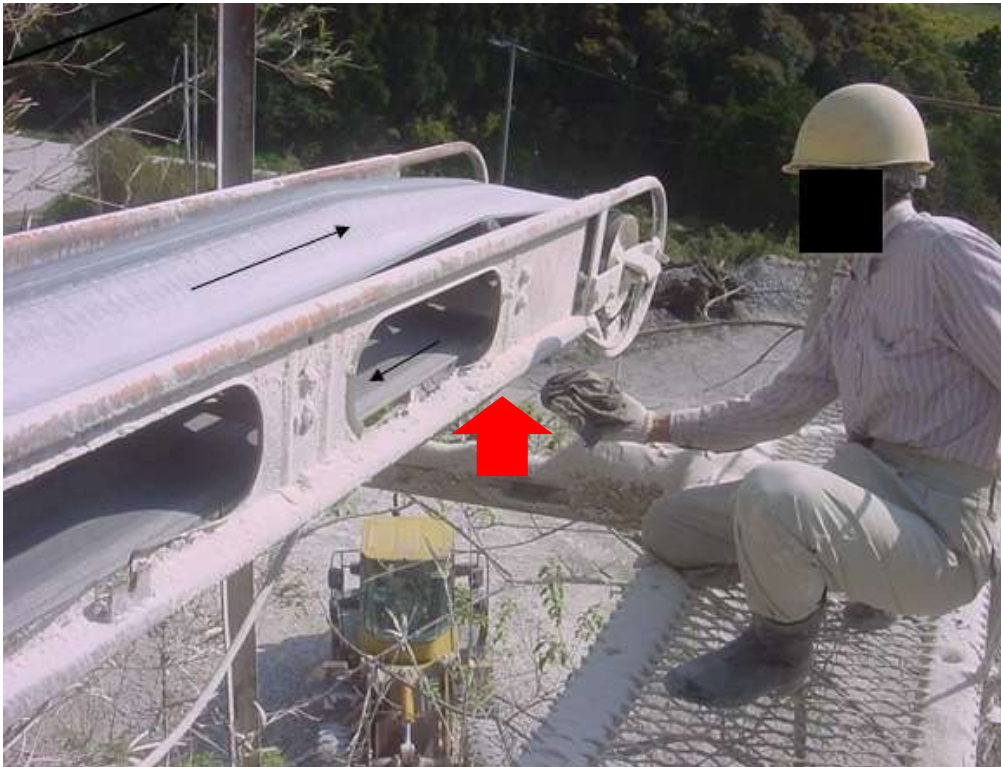
① 交換したスナップブリー付近の状況



手を入れた方向

② ウェスでスナッププーリーを拭こうとした状況

← 手を入れた方向



③ 罹災状況を再現（BCを停止しても巻き込まれた右腕が抜けなかったため、スナッププーリーについては外されている。）

